

414
A 4414

五月十五日附ヨ以テ巴里ヨリ送呈セシ
最後ノ拙翰

大正十一年四月

1039



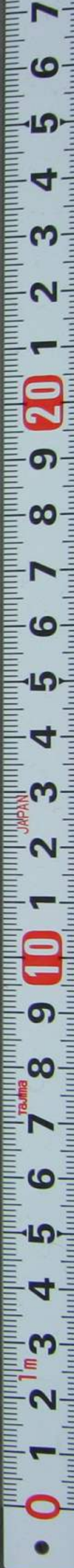
定テ付テ此手相成ル事ト存スル未
拙者後專リ

談及ニ新聞記者輩ト日本ニ関スル重要

事件ニ付交際通信家存在ハ過般申上ル
過リ

ト云フ者ク、モソリニ新紙ノ按書ニ付テハ
世上ノ

後論ヲ振起セリ殊ニ倫敦新聞中
ノタイムズ及



ポール、モールのガゼットと新聞上。此テ活流ナル後論ヲ喚
起スル。及（リ）而シテ拙者カ「バークス」氏ノ舉動ヲ非
後セシ件。何^テ頗ル世上ノ驚愕スル所トナリ「バークス」
氏ノ友人等中數名、其冤ヲ排~~除~~駁スルモノ
アリト雖ル又他人「バークス」氏カ不良ナル公使ナリ
ヲ信スルニ足リ而モ其非^ニ擧^ニ付^ニ別セザルナリ

得ル理由アリト主張スルモノアリ而シテ三週前「カ
ー、チー、リー、ド」氏ト「バークス」氏ト、同^ニ一議論ノ發生
スルヲアリキ「バークス」氏カ「タイムズ」新紙上ニ此テ為
セシ答辯ノヤカ、頗ル疎漏ニシテ且フ愚ナリト謂フ
其後「ポール、モール」ガゼット新聞紙上ニ一書ヲ投セリ
其原稿ニ茲ニ封入ス^ル「バークス」氏^ノ其答辯^ト也
又^一出^ル稿^シ以^テテ
其^ノ冤^ヲ雪^カス^ルト輕信セシモノ、如シ故ニ拙者

更ニ同氏力事ニ付テ皇ナル三件ヲ枚舉シテ其非ヲ
詳細ニ論及セリ蓋シ拙者^者ハバークス^氏ノ非舉ヲ唯三件
ニシテ止メタルモノハ行文ノ冗長ニ流ル^ルヲ恐レ且ツ右三件
ニシテ彼レヲ罪スルニ充分ナルヲ所知スレハナリ

其後數月ヲ経テバ^バ氏最モ苛刻ナル書ヲ新紙

ニ掲載セリ即チ茲ニ封入スルモノ是ナリ事情既ニ斯如ク

ナルヲ以テハバークス^氏ヲ非トスルノ感覺ヨリテハ^ハ同氏

力事跡ヲ後院ヨリ多ク探偵ヲアル^ルト云々(此ト云々)

ルヲ得^レシ此ヲ以テハバークス^氏カ日本ニ於テ人望ヲ失シ

且ツ日本公使ノ任ヲ解ル^ルトハ^ハ明々朗々トシテ後々拙

ハカ^ハフサ^ハナリ^ハ然レバ^ハ拙者^ハ自分ノ了見^ハ止^レハ

閣下^ハ此ヲ必然^ニ視^スル^ハト^ハ思^フ百サレサル^ハシ茲ニ拙

者^ハ此事^ハソ意^ノ如ク達シ得サルモノ^トト^ハ思^フ考スル所

ノ原因^ハニシテ止マラス即チ拙者^ハ所知スル所^ハニ備

救艦割日本公使、不良心ヲ抱シモノ、非サレ、到底事
理ヲ辨セサルモ、ト云フヘシ其^{ホオヲ}ヤ、今ナシ、閣下ニ開陳
スヘシ、精々拙者ハ多辯ヲ怒セラレヨ、閣下既ニ其兼知
ノ如ク拙者、憐ニ元本、森氏ト善カラス、然レバ今日ノ場
合ニ臨テハ、豈ニ一個ノ私心ヲ以テ論ス一トシヤ、故ニ日本
國ノ為ニ利益トナルトハ、何事ニ依ニス、策ヲ達テ忠
告シ以テ協カシ謀ルトテ、拙者ハ交際防ト信セリ、故ニ
六月六日ヲ以テ拙者ハ、森氏・友誼上ヨリ、尤ノ禮ヲ贈
リ、フロンズン、ジョーンズ、新聞上、森氏カ其論說ヲ
投寄セラレントテ、告ケタリ、即チ是ノ如シ

ハ、リクス、ス、氏ノ、一、一、付テ、亮、分、探偵ヲ、遂クルモノハ、
誰カ其ヲ非擧ヲ疑ヒ且ツ之ヲ惡マサルモノアラン、故ニ拙者
輩カ本心ヨリ日本ノ為ニ、拮据、鞅、常ニスルモノハ、
蓋ニ右ノ所以アレハナリ、今年、事件ノ、聖、業、賛、付、有

日本ノ信用ヲ受ケル公使ニ其相異贊ク拒ム公使ノ如ク
活潑敏捷ニ見ヘサル自半ノ情勢ナリ夫レ日本ヨリ
派遣セラルタル公使ノ地位ニ在テハ他国ノ公使ノ如ク
今更ノ事件ヲ翼賛スルニ付テ左迄勢力ヲ績ア
ルヘシ凡思ハレサル自然ノ情勢ナレバ至當ノ道ニ據リ
助カスルニ於テハ其功績モ亦々甚々尠ニトセサルニ故ニ
此ノ如ク迄帶セシ所望ニ日本ノ欲ナレモナク排除スルニ
付テ是下ハ十分即成セサレハカクサルニ自カラ其地位
ナリト拙者ニ信スルナリ就テハ斯ノ如ク日本ノ盛衰
ニ関スル事件ニ付テ成功ヲ遂クル時臨ニテ其論
稍ヤ世ノ媚ガムノ跡アルモ敢テ辞セザル所ニ非サレ
ヘシ云云
然ルニ六月十日附ヲ以テ深林氏左ノ答書ヲ贈シ
即ケ左ノ如シ

ハウズ君是下ノ明智ナシ余カ今日ノ地位ニシテ假令
余ニ如何ノ意見アルニ威然シテ傍觀セサルヲ許スル
ハ御業知(シトナリ)

蓋シ此書信ノ意味ニテ森林氏ニ日本ノ大害ヲ排除ス
ルノ付テ其元盡カスルノ意ナキヲ知ルニナリトナリ
ノ思考ニテ此語ニ害ニ有リノ意味ニ止マルノニナラスニテ

ト云フニナリ此如クナレバ森林氏ノ過云亦甚シト云フ

ハシ如何トナレバハリス氏ノ信用ヲ世ニ失セシムルノカ

十分森林氏ノ権内ニアルモノナルヲ打捨テ然セ

サレバナリ勿論右ニ公然ノ取計ニ出来サレバ

施行スルニ於テ其方法翅ソ害ニ千百ノミナリ

哉

若シ夫レ同一ノ事件ノ彼レヨリ請求スルヲアルニ當

ラハ、ハークスし果シテ緘黙傍觀ス（キヤ拙者、決シテ
否ラハルヲ新言スルナリ、實ニ否ラハルニナラス、自己ノ
目的ヲ達セント百方奔走スルヤ必然ナリ、若シ森氏、
如ク好機、毎日アムモ打捨テ一向ニ緘黙傍觀ヲハテ
得策トセ、萬一ハークスシカハ森氏ノ面前ニ於テ公衆
ニ向テ日本天皇陛下并ニ政府諸公ヲ非謗シテ賊ト
罵シルモ、森氏ニ猶ホ黙シテ知ラサルモノ、如クスんカ思
フテ、多シ至シ、拙者、愈々怒ス、森氏ノ其職ヲ盡セハルニ
當ケナリ、拙者、カ言語或ニ激烈、過ルニ廉モ之アルハ、
拙者、カ條件ニ感スル至大ニシテ、日本官吏ノ高位ヲ占ムル
人ガ時事、頓着痛癢ナキヲ見テ、憤悶至リ、
不識不知コノ激烈ノ語ヲ吐露スルニ至シ、此段ハ
或モ之ニ用下江海ノ寛容ヲ乞フノ、
三月十日、自附拙翰、對シ電信御報ヲ悉クシ、感

謝。堪ス。抑エ。拙者。後。電報。ヲ。奉。頌。後。リ。ニ。テ。無。之。
國。拙者。カ。困難。ヲ。以。察。被。下。休。段。別。シ。テ。有。難。也。
存。使。

拙者。ヲ。以。テ。横濱。領事。タ。ラ。シ。メン。ト。ス。ル。ノ。一。案。所。然。
應。シ。難。キ。ヲ。華。盛。頓。府。申。送。使。ヨ。シ。グ。氏。カ。月。
本。派。遣。公。使。タル。ト。ハ。付。テ。モ。亦。又。偶。々。異。事。ノ。発。生。
ニ。逢。テ。閣。下。此。義。知。ル。如。ク。ハ。統。領。ガ。ル。所。ル。ト。シ。氏。ト。

上院。後。官。コ。ソ。リ。ト。シ。氏。ト。間。政。事。上。後。ヲ。
惹。起。セ。シ。ヨ。リ。頗。ル。其。妨。碍。ス。ル。所。ト。サ。レ。リ。且。ツ。此。ノ。率。
盛。頓。後。後。ノ。如。キ。ハ。頗。ル。日。本。関。係。ノ。事。件。ニ。付。キ。影。
響。ヲ。及。ボ。ス。所。ア。ル。ト。サ。レ。シ。ハ。大。將。ゲ。ラ。ン。ド。氏。
公。使。後。官。コ。ソ。リ。ト。シ。氏。ハ。荷。擔。シ。テ。大。統。領。ガ。ル。所。ル。ト。シ。
以。リ。昨。ト。シ。テ。ヨ。シ。グ。氏。ハ。新。聞。モ。亦。々。然。リ。シ。ヨ。シ。グ。氏。
且。ツ。又。ヨ。シ。グ。氏。ノ。日。本。駐。劄。米。國。公。使。タ。ラ。シ。テ。テ。盡。力。

とシト素ト「ゲラ」ド文ニシテ而シテ「ヨシ」グ氏「ハ」
新開ト親シミ好シ此兩件ニ付テ之ヲ觀ルモ亦
「ヨシ」グ氏此件ニ當ラニテ到底覺束ナキヲ知ルニ
足シリ久シク政事論ノ葛藤アリシヨリ前回ノ會期
中ニ終テ右廳長擢任ヲ妨ケタリ而シテ次回ノ會後
ヲ開クニモ亦必ズ其當ニテ事ノ變スルガ至ラント
ス

拙者低々屢々佐木氏ト會説スルノ樂ニヨリタリ
誠ニ鋭敏ノ才子ナリ屬官タル英人ナルニヤル氏素ヨリ
英人ナルヲ以テ自國ノ利益ヲ謀ルテ他國ノ為ナシスルヨリ
大ナル必然ナリト雖凡日本事件ニ付テ其流洩有為ノ
カヲ拙者ニ貸サンテ明言セリ拙者及氏ニ懇僑問
セシ數件アレ是レ拙者日本ニ再遊シお名ノ對シ
期ニ致

批者巴里一着也。以来偶々旧友、現今佛國
秘史、列セル者、會シ明者事件、関シ程々、代
ヲ為シねたり。然レニ該地、於テ其意見、批者等ノ
好々所ト全ク異ナルヲ見テ殆ント驚キ堪ヘズ併シ
批者其日今、輿論ノ如何ヲ問ハズ有為鋭敏、政
治家タルゾ、クレマンソーシ人ヲ批者等ノ説ニ誘導スル
ノ謀ヲ回ラサントス「クレマンソー」氏、改進黨中ノ一大人

ナレ。佛日間ノ關係ノ頗ル時勢ノ開進ニ必要ナルヲ察スルニ至

ラシムルニ能カラスレ。然ラ向レテ氏、批者等「レガエヌエテ」

新聞紙上ニ於テ氏ノ意見ヲ批者等ニ報道ス（キラリ）

約束セリ相見

在巴里

イ、エ、ハ、ウ、ス

子心がわく、ア、ナ、リ、ナ、リ

大隈元帥公閣下

ニ白布子中、英氏ノ身ニ付ラ、思ハス過激ニ涉リ、秋
ハ寸今更ニ直ス暇無之ニ、白其俵、致意向

ふんえ 物名を日本ノ利益ヲ思フノ切ナルヨリ遂ニ茲ニ
至リシト云推察スルニ思召存クモ、抑も：於テハ
素臣ヲ諒宥スルノ意モ此モ在リ、日本ノ為ニ
一事ニ處スルノ故ナラサルヲ思ムルニ、然レバ氏ニ於テハ
亦々自カク是認スル所ノモノアリ、然リト雖モ日本公
使ノ任アル人ニシテ唯緘黙ヲ以テ言ハサレバ、
英國諸氏諸氏、何ヲ以テ「バークリス」カ日本ニ信用ノ有
無ヲ知ランヤ、況テ拙者カ「バークリス」ト反對説ヲ為スノ

勢カヲ減縮スルノ理ナレバ拙者ノ失望之レシニ過キ
「エドワード・バークリス」氏ヨリノ私信ニ曰ク、爾来未タ「バークリス」
ト會テ、機密ヲ知ス尤モ不目ニ日ヲトシテ會晤スヘシト
又他ノ後、又ナル「ダニキン」氏ノ書中、何事ニ依
ラズ、余カカノ及ブ「下院」又「其外」ニ於テモ好シテ周旋ス
ヘシ、此他誤欠ノ拙者ニ當テ、案ヲ矯スルモノナリ、然レモ
是レモ「迄」テナシ、我輩ト對シ友誼ノ厚キヲ

系又毛ノニ氏等(車情在)如クナレ氏畢先銀親上
ノ感融毛友誼上ノ舉部毛日本自国ノ公使ノ無神
經ニテテ時事ノ頓著痛癢ナクニ致シ方ナシ也